

奈 総 財 第 1 8 1 号

平成 1 9 年 1 1 月 9 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中和田 守 様
同 幾 田 邦 夫 様
同 高 杉 美根子 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 1 9 年 3 月 2 6 日付けで奈良市包括外部監査人岸秀隆氏より提出があった「平成 1 8 年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

2. 医療保険事業（国民健康保険事業、老人保健事業）及び介護保険事業の経営管理について

1 滞納保険料の徴収を徹底すべきだ（国保年金課）

【監査結果の要旨】

滞納保険料の徴収を徹底すべきである。特に、負担能力があると認められる者に対して、財産の差し押さえ、延滞金の徴収を併せておこなうべきである。

【措置の内容】

滞納保険料を生み出す要因は全て現年度保険料が未納になった結果であり、現年度保険料の収納率が高ければ高いほど滞納繰越額が減少しますので、次年度へできるだけ繰り越すことのないよう現年度収納の向上を図る必要があります。保険料は所得がなくても均等割や平等割が掛かりますので、低所得世帯においては、一旦滞納すると、現年分に加えて滞納繰越分を納付することが困難な状況にあります。しかし、負担能力がありながら滞納している世帯には、負担の公平性を維持する立場から滞納処分等の実施を検討してまいります。